

寒河江市教育委員会会議録

平成28年11月4日 開会

寒河江市教育委員会

平成28年11月4日（金曜日） 寒河江市教育委員会

○ 出席委員（教育長・委員4名）

教育長 草 苜 和 男 委 員 菊 地 道 子 委 員 松 田 彌生子
委 員 鈴 木 淳 一 委 員 國 井 晴 彦

○ 欠席委員（0名）

○ 事務局職員の職氏名

学校教育課長 山 田 健 二 管理主幹 佐 藤 肇
生涯学習課長 高 林 雅 彦 スポーツ振興室長 鈴 木 隆

○ 委員会日程

教育委員会日程

午前9時30分 開 議

平成28年11月4日（金曜日）

市役所4階 401会議室

1 開 会

2 議事録承認

3 教育長報告

4 議 事

議第26号 寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定について

議第27号 平成28年度教育費補正予算案に対する意見の申出について

5 閉 会

会議に付した事件

教育委員会日程に同じ

1 開 会 午前9時30分

○草苺和男教育長

おはようございます。ただ今から教育委員会を始めます。

2 議事録承認

○草苺和男教育長

それでは初めに、前回の会議録の承認について、よろしくお願いします。

(前回会議録を回覧の上、出席委員が署名を行った。)

3 教育長報告

○草苺和男教育長

それでは続きまして、教育長報告を申し上げます。

前回以降の主なものを申し上げます。

10月21日、寒河江小学校の公開授業研究会が行われております。

10月25日、慈恩寺の修験の道の視察に、教育委員の皆さんに行っていただきました。

ありがとうございました。

10月31日、総合教育会議、今年度の第1回目が行われました。

11月3日、市の総合文化祭の合同発表会が文化会館で行われております。以上です。

何かご質問がありましたら、お願い致します。

4 議 事

○草苺和男教育長

よろしいですか。それでは、議事に入りたいと思います。

まず初めに、議第26号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定について、を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○鈴木隆スポーツ振興室長

ただ今ありました、寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定についてでございます。指定管理者の指定ということで、市長の方に原案を、このような形で提案するということであります。この指定管理者の指定につきましては、寒河江市体育施設に関する条例第2条に規定する寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者について、寒河江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定より指定するものです。

今回、指定する業者につきましては、3ページにありますように、株式会社ヤマコーさんであります。指定期間につきましては、平成29年4月1日から5年間、平成34年3月31日までということになります。なお選定につきましては、別紙の資料を見ていただ

きたいと思います。指定管理者の候補者選定結果の資料でございます。候補者については、募集期間として9月15日から10月14日まで募集を行いました。その結果1団体からの申請があったということであります。

選定につきましては、選定基準に基づきまして、寒河江市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会の審査を経たうえで、指定管理者の候補者を選定しました。この選定委員会につきましては、10月26日に行われております。

選定結果でございますが、各項目毎に基準点がありまして、その基準点に対して選定を行っております。基準点52点に対しまして、今回の選定団体は71点という結果でございます。加点又は減点になっている主な点について、後ろのページに記載しておりますので、概略を申しあげます。選定理由ということであります。

基準項目の3番、自主事業による施設の有効活用方策につきましては、スポーツ大会や健康教室などを年次ごとに増やしていく計画にしていることが挙げられます。また利用者への謝恩イベントを毎年一回開催し、利用者への還元を兼ねたサービス提供を行うことを計画していることから、基準点を上回る10点の評価としております。9番目の類似施設等の管理実績でございますが、指定管理者施設4施設、現在もチェリーナを管理しておりますのでこれを含めて4施設、健康増進・学習施設7施設の運営を受託していることから、10点とした加点評価をしております。11番目の苦情対策及びトラブルの未然防止対策につきましては、利用者との積極的なコミュニケーションを図るとともに、その結果を受けて毎週一回スタッフミーティングを行い、情報の共有を図る計画としております。またトラブルの未然対策においても内部のモニタリングチェック機能の活用を行うとともに、トラブル対応時の履歴管理を行い、再発防止策をとる計画としていることから1点加点して4点の評価をしております。14番目の提案金額の実効性につきましては、これまでも決算状況と比較して実現可能な積算と思われませんが、詳細な積算根拠が提出されていないことから8点と減点した評価をしております。最後、歳入確保の方策については、歳入確保を図るため自主事業のスポーツ教室等の開催を増加し、参加料収入を増やす計画としており、これまでの実績から見ても妥当な金額となっていることから、5点と加点した評価をしており、合計71点という評価になったということであります。

このような結果のもとに、先程申し上げた株式会社ヤマコーさんを指定管理者として議会の議決を得ようとするものでございます。

○草苺和男教育長

それでは、ただいまの事務局からの説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

よろしいですか。なければ、採決をしたいと思います。

議第26号寒河江市屋内多目的運動場に係る指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、議第26号は、原案のとおり決定いたしました。

次に議第27号平成28年度教育費補正予算案に対する意見の申出について、これを議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○佐藤肇管理主幹

議第27号平成28年度教育費補正予算案に対する意見の申出についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成28年度教育費補正予算案について市長より意見を求められていることによるものであります。

5ページをご覧くださいと思います。1の債務負担行為についてご説明申し上げます。これは西根小学校の給食調理業務委託に関するものでございます。現在の委託契約が、今年度末で期間満了になることから、新たに来年度から平成33年度までの5か年の契約を締結する必要がありますので、この度50,058千円を限度額とする、債務負担行為を設定するものでございます。なお額の積算につきましては、現行どおり調理師3名体制とし、人件費等の単価につきましては、最近の状況を参考にしながら、積算しております。また契約後に相当の準備期間を要することから、12月定例会の提案とするものでございます。以上が、西根小学校の給食調理業務委託に関するものでございます。よろしくお願いたします。

○鈴木隆スポーツ振興室長

続きまして、屋内多目的運動場指定管理業務の債務負担行為について、ご説明申し上げます。期間としては、平成29年度から平成33年度までの5年間です。限度額として、68,850千円です。5年間の指定管理料の合計額ということで、1年あたり約1千4百万円弱の積算となっております。以上です。

○草苺和男教育長

それでは、ただいま説明がございましたが、皆さんからご意見、ご質問等ありましたらお願いたします。

○菊地道子委員

限度額という意味はなんでしょうか。

○佐藤肇管理主幹

一般会計は、単年度で予算を作成しますので、年度を超えた契約をする場合に議会の議

決を経なければならないことで、それが債務負担行為ということになります。限度額の設定は、まず限度額を設定してその後入札等が出てきますので、実際はそれより少ない金額になろうかと思えます。

○草苺和男教育長

他はいかがでしょうか。

なければ、議第27号平成28年度教育費補正予算案に対する意見の申出について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは、議第27号は、原案のとおり決定いたしました。

その他、皆さんから何かありましたら、お願いいたします。

なければ、以上で教育委員会を閉会したいと思います。ありがとうございました。

4 閉 会 午前9時46分